「緊急事態宣言」発出等に伴う乗車券類の払戻しについて

令和2年4月7日に政府より「緊急事態宣言」が発出されたことを考慮し、乗車券類の特例払戻しを 実施します。

本取扱いは、緊急事態宣言の延長を受け、令和2年6月末までとします。(取扱いの終了が変更になる場合は、改めてお知らせします。)

【取扱条件】以下のすべての条件に該当するお申し出であること。

- (1)緊急事態宣言の発出に伴う外出自粛による払戻しであること。
- (2)緊急事態措置期間(4/7~5/25)を有効期間に含むこと。(※旧年度分通学定期券を除く。) ※購入日の制限はございません。

乗 車 券	区 分	取 扱 方
定期券	・通学定期券 (小学校・中学校・高等学校 及びこれに相当する特別支援 学校等)	・新年度分について、「未使用の場合」は、 全額払戻しいたします。 「使用されている場合」は、最終利用日まで 遡り、払戻しいたします。 (遡りの最大は令和2年4月7日まで) ・手数料を収受いたします。
	·通学定期券 (大学, 専門学校) ·通勤定期券	・緊急事態宣言が発出された令和2年4月7日 以降の最終利用日をお申し出日とみなし て、払戻しいたします。 ・未使用については、令和2年4月7日を 最終利用日として遡り、払戻しいたします。 ・手数料を収受いたします。
回数券(市バス回数券を除く。)	·地下鉄回数券 ·地下鉄昼間回数券 ·地下鉄特割回数券	・お申し出日にかかわらず、緊急事態宣言の発令日(令和2年4月7日)を払戻し申出日として払戻しいたします。 ・手数料を収受いたします。 ※お持ちいただく回数券の残り枚数が少ない場合、手数料等により払戻額が無い場合があります。
ー日券などの企画乗車券 (トラフィカ京カードを除く。)	_	・未使用に限り、払戻しいたします ・手数料は収受いたしません。 ※「バスー日券」、「地下鉄ー日券」、「地下鉄・バスー 日券(二日券)」、「バス・嵐電ー日券」以外の有効期 限のある券は令和3年3月末まで取扱います。

・旧年度分通学定期券の払戻しについて

乗車券	区 分	取 扱 方
定期券	・通学定期券 (小学校・中学校・高等学校 及びこれに相当する特別支援 学校等)	・旧年度分は、令和2年2月28日以降の一斉休校以前に購入された定期券について、最終登校日を最終利用日とみなし翌日から対象期間として払戻しを行います。 ・手数料を収受いたします。

※払戻しにお越しの際に定期券をご利用されますと、最終利用日となりますのでご注意お願いいたします。